

2025年度（令和7年度）
令和7年3月 改訂版
北海道鷗川高等学校

学校のきまり

ハンドブック



生徒心得

下の表に従って、学校のきまりを確認してください。表は、左がきまり、右がそれを守れなかった場合の対応になっています。

校内生活全般について、新しい問題が発生した場合は、その都度学校としての指導方針を決定して、新たな「きまり」について生徒及び保護者に周知します。

<p>□校則として決まっているもの</p>	▶▶	<p>【守れなかった場合、左の番号の通りの指導となります。】</p> <p>○…本人に対して、その場に居合わせた先生方が直接注意をします。</p> <p>1…本人に対して、担任が直接注意します。</p> <p>2…本人に対して、複数の先生方で注意をした後、担任が保護者へ連絡し、反省を促すように求めます。</p> <p>3…本人に対して、複数の先生方で注意をした後、保護者へ連絡し、学校へ来てもらいます。担任を含めた先生方と今後について話し合います。</p> <p>4…特別指導となります。</p> <p>※学校の指導に従えない場合は、1～4へと指導の段階が上がっていくこととなります。</p>
-----------------------	----	---

1 礼儀

<p>□来客、教職員、生徒相互における言葉、動作の礼をつくすよう努める。</p>	▶▶	<p>○生徒一人ひとりが、積極的に働きかけ（あいさつ）を行い、自然にあいさつができ、敬語が使える雰囲気を作ります。</p> <p>○玄関先では、イヤホン等を外し、制服を正しく着用してからあいさつをして、校内に入りましょう。</p>
--	----	---

2 校内のきまり

(1) 登校

<p>□登校は8時45分まで教室入室とし、登校後は下校時間まで原則外出できない。（チャイムの鳴り終わりで、教室に入室している状態） 〈JR鵜川駅8：20分着〉</p>	▶▶	<p>○8時45分以降に登校した遅刻生徒は、職員室で遅刻届の手続きをし、HR担任または教科担任に届出用紙を提出してから教室へ入りましょう。</p> <p>1・2制服を着用して来ない場合</p> <p>○制服を持ってきていない場合は、一旦帰宅するか、保護者が持ってくるまで、待機場所で待機することとなります。</p>
---	----	---

(2) 登下校の送迎

<p>□下校時間は原則18時10分とする。 〈JR鵜川駅18：30分発〉</p> <p>□登下校時の車での送迎は、保護者（それに準ずる関係）の車のみ可とする。</p>	▶▶	<p>1特に卒業生や友人などの車での送迎は、事故の危険が高いため認めていません。</p>
---	----	---

(3) 外出

□登校後、下校時間までの間に外出するときはHR担任の許可を受け外出許可証を携帯する。ただし、昼休み、昼食購入のための外出は認めない。



○防犯上、自由な出入りはできません。登下校時間外の出入りは職員玄関からおこなってください。
昼休みの昼食のための外出は原則認めませんので、昼食忘れに注意しましょう。学校では昼食購入の対応ができません。
○やむを得ない理由で、登校後に校地外へ出る場合は、必ず担任、顧問の許可を取って、外出届けを出してください。
2許可を受けずに外出した場合は、保護者連絡をし、外出しないように理解を求めます。

(4) 欠席・遅刻・入室

□欠席及び遅刻して登校する場合（忌引きも含む）classi や欠席者連絡 form で連絡する。もしくは8時20分～8時30分までに保護者より学校へ電話連絡をする。1ヶ月を超える連続した長期欠席になった場合は医師の診断書等を提出してもらう場合がある。
□遅刻および中抜けをした場合は職員室に立ち寄り、所定の用紙に必要事項を記入し、許可を得て教室に入室する。



1 2遅刻の際は、遅刻の原因を聞き、怠学傾向であれば、同じことを繰り返さないように指導します。複数回であれば、保護者連絡をしますので、家庭でも指導をお願いします。それでも、繰り返す場合は保護者も学校に来てもらい今後の就学状況についてご相談させていただきます。
○体調不良やトイレで中抜けをする場合は、教科担任から時刻を書いた中抜け用紙をもらい、職員室で時刻を記入してもらい教科担任に出してください。
○保健室を利用した場合、保健室利用カードを記入し、職員室に立ち寄り教室に戻りカードを教科担任に渡してください。
○中抜け、遅刻の生徒はその事実をすぐにHR担任に伝えてください。
○5日連続して欠席した場合は、担任が状況確認のために家庭訪問することになっています。（道内公立高校統一ルール）

(5) 職員室入室

□職員室入室の際は、身だしなみを整えて、大きなあいさつ、敬語での会話を徹底する。



1マナー違反があった場合、注意をし、退出してもらいます。マナーが守れたら入室を認めます。
○職員室入室の際の職員室マナーは、職員室入口に掲示してあります。上着やかばん等は廊下に置き、学年、組、名前を名乗り、大きな声で聞こえるように要件を伝えてください。

(6) 早退

□早退する場合は、所定の用紙に必要事項を記入し、許可を得て帰宅後は速やかに学校へ連絡をする。



○早退届は保護者了解のもと許可されるものです。万一、体調が悪い場合は、保護者の送迎を原則とし、次の日に保護者印を押したものを提出してもらいます。

(7) 放課後の施設使用および活動

□放課後の活動で残留する場合は、教員または外部指導者等の大人がついていないと認められない。平日は18時10分完全下校する。
〈JR鶴川駅18:30分発〉
□活動の担当教員からの申し出があった場合のみ19時30分完全下校とする。
〈JR鶴川駅20:03分発〉



○活動がない生徒が放課後、学校に残ることは認められていません。
○列車や町営バス待ちは、駅または公営塾とする。また、自家用車待ちは、職員室前長机椅子とする。
○16:50に生徒玄関を施錠するので、それ以降は、職員玄関を使用すること。

(8) 生徒玄関の施錠

- 8時45分から放課後まで防犯の上、玄関を施錠する。
- 帰りは、16時50分に施錠。施錠後は職員玄関を利用する。



③左の時間以外で勝手に玄関を開けて校外に出た場合、管理責任を問われます。もし、違反した場合、重要なことなので、保護者連絡の上、厳重に注意、指導させていただきます。

(9) 器物破損

- 公共物や学習用具を大切に扱う。誤って破損させた場合は速やかに担任に申し出る。
- 机や壁への落書きや学校の備品に傷を付ける行為をした場合は弁償とする。



○破損させたらすぐに届け出てください。そのまま放置した場合故意とみなし、③・④の対応となります。速やかに申し出るようにしてください。

①事実を確認し、生徒指導部から指導を受けることとなります。復帰できるものは直させます。

②復帰できないものは、保護者連絡の上、弁償となりますので、ご了承ください。

※故意と認められる場合は、③・④の対応となります。

(10) 不要物

- 学業の妨げになる不要物は学校への持ち込みを禁止する。
(以下はその例)
 - ・ あめ・ガム等お菓子全般、カップ麺(配水管詰まり防止)
 - ・ 性に関するもの
 - ・ 今までに学校へ持ち込みトラブルになったもの(ゲーム機・カードゲーム類)
 - ・ 通学用の鞆に収まらないもの
 - ・ 多額の現金
- 基本的に授業に必要としないものを不要物とし、没収する。
- 部活動などで使用する私物の置き場所については、顧問の指示に従う。(楽器、道具、ユニフォーム等)



○本校は、普段の授業を最も大事にしようと取り組んでいます。勉強が苦手な生徒にとって、少しでも集中力を妨げるものは不要物として持ち込ませない取り組みをしていますので、ご理解ください。

①不要物を発見した場合は、担任が放課後まで預かります。本人が下校する際に担任のところへ取りに行ってください。今後、学校に持ち込まないことを約束します。

②私物を学校に放置して、複数回指導しても応じない場合は担任が預かり、直接指導の上、返却いたします。

③学業の妨げになる不要物を学校に持ち込んだ場合は、発見次第、預かります。預かったものは、保護者と連絡をとり、物によっては保護者に直接返却いたします。

④不要物を預けない、言い逃れするなど指導に従わない場合は、保護者と連絡をとり帰宅指導となります。保護者召還の上、今後、学校に持ち込まないことや指導に従うことを約束できた場合、再登校が認められます。

(11) スマホ(スマートフォン・携帯電話)

- SHRや授業開始2分前の予鈴が鳴ったら、スマホをカバンの中に入れ、端末を机の中に入れる。
- 学校Wi-Fiは、北海道教育委員会のきまりで学習活動以外では使用できないため、授業時間以外の時間帯で私的な使用をする場合は学校Wi-Fiを切断する。
- スマホの使用は教室内、生徒ホールのベンチ、職員室前のみとし、廊下やトイレ等では使用できない。安全上歩きスマホをしてはいけない。また、校内では常にマナーモードにする。
- 音楽を聴いたり、YouTubeを視たり、ゲームをしたりしてもよいが、必ずイヤホンを使用する。安全上、周囲の音が聞こえる音量にする。
- 廊下での歩きスマホやイヤホンの使用は厳禁とする。
- 勝手に写真や動画を撮ったり、SNSに上げたりしてはいけない。他者が不快になる行為をしてはいけない。



- 1 予鈴が鳴り終わっても、スマホや端末を使っている場合は違反とし、次の指導を行います。違反した回数が1～4回の場合、担任の先生から指導します。5回目で学年指導部が約束を決めさせ、6～9回の場合、朝SHRで担任に預けて放課後職員室で返却します。10回以上で、1週間スマホの持込禁止とします。また、5回以上違反した場合は学年生徒指導部、10回以上で生徒指導部長から指導します。あわせて保護者にも連絡をし、御理解と御協力をお願いします。左記のルールを同日に2回違反した場合、学級担任が職員室で放課後まで預かります。
- ※各クラスの生徒会執行部員・代議員(HR委員長・副委員長)・風紀委員が、定期的に注意を呼びかけます。
- ※学校祭等の行事での使用については、近くなったら検討します。
- ※イヤホンは、教室内でのみ使用できます。校舎内に入る時、または廊下に出る時は、必ずイヤホンを外しましょう。人とぶつかる、または、放送が聴こえないなどの安全上から、イヤホンをしたまま生徒玄関内に入ったり教室移動をしたりしてはいけません。

(12) 飲食

- 昼食は、HR教室他、多目的室、1・2階ホールでとる。
- 移動教室時等は飲みかけの缶やペットボトル、食べかけの飲食物を机に出しっ放しにせず、鞆の中にしまう。
- カップ麺等、配水管が詰まる可能性のあるものの飲食は禁止する。
- 昼食を買いに外に行くことはできない。



- 授業中の食事や、あめ・ガム等お菓子全般の持ち込みは、ゴミの分別の妨げや学校の汚れにつながるので、禁止になっています。飲食のきまりが守られない場合、自動販売機の使用が停止になります。また、飲食する場合には座って決められた場所で食べることを原則とします。
- 授業中の水分補給を認めています。
- 1 あめ・ガム等お菓子全般及びカップ麺等の飲食を発見された場合、没収、廃棄します。また、自動販売機の休止につながります。
- 2 飲食をやめない、何度も繰り返す場合は、自動販売機を停止し、保護者に連絡をとり指導してもらいます。それでも直らない場合→3へ

(13) 自転車通学

- 自転車通学は、点検を受けた自転車にステッカーを貼った上で、通学を認める。



- 許可を得ないで自転車通学した場合、自転車を預かり、生徒指導部で施錠し保管します。取りに来たときに指導します。
- 冬期間(降雪期間)の自転車通学は禁止です。

(14) 貴重品

- 原則、貴重品は学校に持ち込まない。もし、必要性があって持ち込んだ場合、必ず、鍵をかけた個人ロッカーに入れて、自己管理を徹底する。
(鍵を付けるかどうかは個人扱い)



- 紛失、盗難の場合は自己責任となるため、日ごろより貴重品は持ち込まないよう注意してください。
- ロッカーに南京錠はつけても構いませんが、ダイヤル式を購入し、その番号を担任に報告してください。他人には絶対に番号は教えないようにしてください。知られた場合、防犯上、鍵を替えてもらいます。

(15) 運転免許

- 車両運転免許の取得は原則として禁止する。ただし、3学年の普通自動車運転免許取得については、所定の条件を満たした者に届出によって許可する。
- 免許取得後は、保護者管理の下卒業時まで運転を禁止する。



- 原則、申し込み時点で進路先が決定している状態であること。
- 取得条件とは①11月までの成績で出席不良・成績不振の科目がないこと。②学校諸納金の未納がないこと。③本人と保護者が本規定について来校して説明を受けること。
- 自動車学校への通学は11月中旬の保護者説明会出席後からとします。ただし、11月下旬～12月上旬に行われる成績会議で上記①が出た場合、解消されるまで一旦通学中止となります。
- 合宿免許については、かつて生徒が合宿期間内に取得できず、延長教習となった結果、冬休み明けの授業を欠席する事案が複数発生したため、現在は例外なく一切認めていません。
- ③・④運転した場合保護者に来校してもらい厳重に注意する。また、2度目は特別指導対象とします。高校生による死亡事故の発生が、最も危惧されるためです。

(16) 卒業生について

- 卒業生を含む学校関係者以外の知人と校地内で待ち合わせたり、用事等を済ませたりしない。
- 卒業生が来校する場合、事務室で来校者カードに記入し、基本的には卒業担任か学年教員、部活動顧問が対応する。防犯上、勝手に校内を歩き回らない。



- 卒業生が車に乗って校地内で生徒を待っている場合がありますが、校地内で卒業生をはじめ知人と会うことは防犯上禁止しています。やむを得ない理由がある場合は、事前に担任もしくは関係する部活動の顧問の許可を得てください。
- ②許可を得ずに校内で会っている場合、教員の指示に従わない場合、直ちに卒業生に対して警察へ通報し、本校生徒の保護者へ連絡をし、校外で会うように理解を求めます。

(17) 授業

- 全員が授業に集中できる環境を作り出す努力をし、周囲の集中力を妨げたり、先生の授業を止めたりする行為（授業を妨害する行為）はしない。
例えば：指導不服従、私語、立ち歩き、暴言、飲食など。
- 教科書等教材は、教室後ろの棚にある個人置き勉強ボックス内に収納して構わない。ただし収まりきらないものは、持ち帰る。また、ボックス内のプリント類は定期的に整理整頓する。(机の中に一切の教材・プリント類を入れて下校してはいけない。)
- 授業中は持参した1台端末を使用する。授業に関係ない作業などは認めない。



- ①注意をして、授業に集中させます。(複数回の指導、指導に従わない場合、巡視の先生に引き継ぎます)
- ②注意をしても生徒が直さない場合、教室から別室への指導へ切りかえます。別室指導したことは保護者連絡し、今後しないよう理解を求めます。
※別室指導でも指導に従えない場合は、③に切り替え保護者と連絡をとり、帰宅させます。その際、後日、今後の就学意思を保護者同伴の上で確認させていただき、戻れるかどうかの判断をさせていただきます。
- 皆さんが持っている1台端末の破損などを防ぐためです。毎授業使用しますので、毎日持ち帰り充電をしてきてください。端末を忘れても、職員室で貸し出せません。また、個人ボックスは3年間使います。丁寧に使用してください。
- 皆さんの持参した1台端末を使用します。充電が切れたり端末を忘れてきても、スマホを使用することはできません。また、授業に関係ないことをしたり見たりしてはいけません。
- 授業中の水分補給を認めています。

(18) 体育館の使用

□朝、放課後の体育館の使用は、部活動以外は認めない。使用する場合は時間と内容を顧問と確認をとり許可を得る。
部活動以外で、特別な理由で使用する場合は、学校に許可をとり教員が付いた場合に限り認める。

○許可無く使用した場合、体育館の入り口を閉鎖し、昼休みの使用も禁止になります。授業以外は必ず、部活動の中で使用するようしてください。
○昼休みに体育館を使用して、その後のSHRで服装が乱雑な場合は体育館使用を禁止します。SHRの始まる10分前に体育館から出て、しっかり服装を整えましょう。

(19) その他

□以下のような行為は禁止する。

- 他学年の教室に入る。
- 防火扉に触る。
- 窓の縁に上ったり、座ったりする。
- 窓から飛び降りる。
- 教室や廊下でボール遊びをする。
- 教室や校内に私物を放置する。
(個人置き勉強ボックス内以外に置く勉強道具、部活動道具、シャージ等)
- 廊下やホールの地べたに座ったり、寝転がったりする。
- 校内で大きな音や奇声を発する。
- スマホや Bluetooth スピーカー等で音楽を鳴らしたり、ゲームの音を流したりする。



1 見つけたらすぐにやめさせ、その場で指導します。
2 繰り返し行い、指導に従わない場合は、保護者連絡し、やめるように理解を求めます。
3・4 危険な行為については特別指導になります。

※校内で大声を出したり、口笛、スマホや Bluetooth スピーカー等から音を流したりする行為等は、周囲への迷惑となります。公共の場での音には留意することを意識してください。
※特に職員室前廊下で大声を出して歩くことは、会議の妨げとなるので意識して通ってください。

3 校外のきまり

(1) 帰宅時間

- 帰宅時間は21時までとする。
- 外出時には身分証明書を携行し、保護者に行き先、目的、帰宅時間、同伴者等を伝える。



3・4深夜徘徊・夜遊び等による不良行為の情報を得た場合には、事実確認をし、特別指導で対応します。

(2) 外泊

- 原則、外泊はしない。
- 特別の理由で外泊する時は、双方の保護者の許可を得る。



3・4外泊による不良行為の情報を得た場合には、事実確認をし、特別指導で対応します。

(3) 長期休業

- 休業中の生活の心得に則った生活を送る。



3・4事故の情報を得た場合には、事実確認をし、特別指導で対応します。また、登校後にトラブルがおきるため、染髪はしてはいけません。

(4) 飲食店利用

- 飲食店で酒類を主として販売、提供をする居酒屋などへの立ち入りは禁止とする。



2・3酒類を主として提供する飲食店等は、保護者同伴は可ですが、生徒だけで利用した場合、特別指導になります。

(5) SNSなどの利用

- ブログ、ツイッターなどSNSで個人情報（学校名、フルネーム）を公開しない。
- SNS等に他人を誹謗、中傷する書き込みをしない。



○トラブルが発生した場合は、すぐに保護者に報告し、学校に連絡してください。

3・4SNS等に実名で誹謗中傷の書き込みがあった場合、SNS等に飲酒や喫煙、その他の触法行為をうかがわず記事を書いた場合には、事実を確認し、特別指導で対応します。

(6) アルバイト

- アルバイトをする場合には、アルバイトの目的が家計の補助や進学費用等のやむを得ない理由であることを前提とし、右の①～②の基準を全て満たす場合のみ、許可願の提出により許可する。
- 1年生は前期中(4月～9月まで)、アルバイトは原則禁止。勉強や部活動に慣れるまで認めないものとする。
- 21時までには帰宅できないアルバイトは禁止する。



【アルバイトの条件】

①直近の成績会議において、出席率が8割に満たない科目がないこと。

②風俗営業、危険な作業、健康に有害な作業、深夜、酒類を主として販売、提供する業務でないこと。

※ただし、補習を行い、評価が回復された場合、または出席が8割を超えた場合、再開を認める。

3アルバイト届を出さずにアルバイトをしている者は事実を確認し、生徒指導部長による指導を受けます。

4無断アルバイトや禁止期間中のアルバイトが発覚した場合（上記1の許可基準を満たしている場合）

・事実が発覚した日から1週間以内に許可願を提出し、学校の指導を受けます。

（上記1の許可基準を満たしていない場合）

・直ちに雇用関係を解約し、学校の指導を受けます。

・発覚した日から一ヶ月間アルバイトを禁止します。これに違反した場合、特別指導になります。

4 一般心得

(1) 不良・触法行為

- 不良行為・触法行為をしない。
(飲酒、喫煙、暴力、破壊行為、交通違反、SNSによる誹謗中傷、盗撮や盗聴、わいせつな画像や動画の送受信など)
- ノンアルコール飲料や電子タバコは、ニコチン、タールを含んでいなくとも、認めない。※
- 学校へのマッチ・ライターなどの火気の持ち込みは禁止する。



- ③・④ 飲酒・喫煙・万引・窃盗・器物破損・暴力行為・いじめ・無免許運転などの触法行為に関して情報を得た場合には、事実確認をし、特別指導で対応します。
※法的にはアルコールが1%未満であれば「ノンアルコール飲料」を名乗れるため、実際はアルコールが含まれているものもあります。
※国は法律によって、電子たばこの未成年者への販売を禁止しています。
- 誤ってポケットに入っていた場合など、速やかに担任に預け用途を説明すること。隠していたり、所持品検査などでみつかったりした場合は、全て喫煙目的とみなし③・④対応となります。

5 服装・頭髪

身だしなみ(頭髪)指導の基本的な考え方

- ◎ 本校では、日常の学校生活から、進学や就職の試験・面接等を受けに行くときと同じ状態の身だしなみ(頭髪)を基準とし、指導をする。
- ◎ 本校在学中の頭髪を指導基準とするため、4月・8月・1月に、全校一斉身だしなみ検査(服装・頭髪検査)を実施し、定期的にチェックする。また、毎日のSHRや授業時にも日常的にチェックする。
※ 地毛が明るい生徒や、過去に染髪・脱色経験がある生徒については、入学当初に、本人・保護者の両名から本校の教員にお伝えください。
- ◎ 全校集会時には、学年による頭髪・服装指導を行い、違反者には個別で指導する。
- ◎ 指導に応じない場合は、一旦帰宅させ、家庭との連絡を取り、改善後改めて指導・点検をおこなう。
- ◎ 指導を受け帰宅後再登校してきた場合は、教室に入る前に点検をおこなう。

(1) 頭髪

- 染髪、脱色をしない。
(ドライヤーや、日焼け、ヘアアイロンなどの加熱による色の变化も含む。)
- パーマやエクステーションをつける等、髪への加工はしない。(コテ・アイロン・ウェーブ加工も含む。)
- 剃りこみ・盛り髪・スジ入れをしない。
- おでこの生え際以上刈り上げるモヒカン系にしない。
※ 13ページの補足2の写真参照。
- ※ 令和6年度からツーブロックを解禁していますが、おでこの生え際以上刈り上げてはいけません。



- ② 染髪、脱色して登校してきた場合、保護者と連絡をとり、帰宅させます。家庭で元の状態に直した後、再登校し、生徒指導部に許可を得てから通常の授業に戻れます。
- ② コテ・アイロン・ウェーブ等の加工をしてきた場合 または、戻さない、戻せない場合は、保護者と連絡をとり、帰宅させます。家庭で直した後、再登校できます。
- ② パーマやエクステーションをしてきた場合は、保護者と連絡をとり、帰宅させます。家庭で直した後、再登校できます。(翌日以降になることもあります。)
- ① その場で注意し、直せるものは直して、今後しないことを約束します。髪を切らなければならない場合、1週間の猶予を認めます。整髪料を極度に多く使った髪型の場合②対応にうつります。
- ② 戻さない、戻せない場合は、保護者と連絡をとり、帰宅させます。家庭で直した後、再登校できます。1回目の指導では、1週間の猶予を認めます。1週間が経過しても戻していない場合は、保護者と連絡をとり、帰宅させます。家庭で直した後、再登校できます。2回目以降の指導では、保護者と連絡をとり、帰宅させます。家庭で直した後、再登校できます。

(2) 服装

身だしなみ（服装）指導の基本的な考え方

- ◎本校では、日常の学校生活から、進学や就職試験・面接等を受けに行くときと同じ状態の身だしなみ（服装）を基準とし、指導をする。ただし、夏季略装期間中は、一部その限りではない。
- ◎本校在学中の指導基準とするため、4月・8月・1月に、全校一斉身だしなみ検査（服装・頭髪検査）を実施し、定期的にチェックする。また、毎日のSHRや授業時にも日常的にチェックする。
- ◎入学式や卒業式等の式典や全校集会（月1回程度）、外部講師等の講演会などは、正装で参加する。また、担任は前日に明日の正装を生徒に知らせる。
- ◎夏季略装期間については5月～9月とする。
- ◎安易な異装は認めないので、クリーニング等は長期休業中に行う。

異装について（特別な事情のある場合）

- ◎「異装届」は1校時が始まる前までに職員室で記入し、学級担任に提出する。
- ※生徒指導部の先生の検印付きのものを携帯し、授業または声をかけられた先生に見せる。
- ※異装は学校指定の上下ジャージ・ハーフパンツのみ認める。
- ※学生服を忘れた場合、特別な事情とは認めないので、一旦帰宅して学生服を着てから再登校する。

ア) 男子

- 本校指定の学生服（詰め襟学ラン・スラックス、白Yシャツ）を正装とする。学生服を加工・変形しない。
- 第一ボタンまでしっかりと締め、白Yシャツは第2ボタンまでとめ、スラックスから出さない。
- 略装（夏季略装期間）時は男子は白Yシャツか、ポロシャツを着用してもよい。その上のカーディガン等の着用を認める。
- 冬季、暑くて学生服を脱ぐ場合、白Yシャツか、ポロシャツを着用する。また、寒い場合は直接アウターを着ても良い。
※登下校時は必ず学生服を着ていること。



- その場で直せるものは、すぐに直してください。
- 1 その場で注意し、今後しないことを約束します。その場で直せるものは直し、通常に戻してください。
学生服を忘れた場合、一旦帰宅して学生服を着てから再登校してください。
- 2 複数回あった場合、また戻さない、戻せない場合は、保護者と連絡をとり、帰宅させます。家庭で直した後、再登校できます。（翌日になることもあります。）
※直せない場合や紛失した場合などは、すぐに基準に合ったものを購入するようお願いいたします。
※夏季略装期間中は、略装での全校集会参加を認めます。
- 1 再登校してきた後、教室に入る前に担任及び学年指導部で点検します。

イ) 女子

- 本校指定の学生服(セーラー服・スカート)を正装とする。学生服を加工・変形しない。
 - スカート丈は膝頭にかかる程度の長さとする。
※12ページの補足1の写真参照。
 - タイツ、ストッキングの着用を認める。
 - 夏季略装期間は、白のセーラーか、ポロシャツを着用してもよい。その上のカーディガン等の着用を認める。
 - 冬季、暑くて学生服を脱ぐ場合、ポロシャツを着用する。また、寒い場合はポロシャツの上に直接アウターを着ても良い。
- ※登下校時は必ず学生服を着ていること。



- その場で直せるものは、すぐに直してください。
- 1 その場で注意し、今後しないことを約束します。その場で直せるものは直し、通常に戻してください。
学生服を忘れた場合、一旦帰宅して学生服を着てから再登校してください。
 - 2 複数回あった場合、また、戻さない、戻せない場合は、保護者と連絡をとり、帰宅させます。家庭で直した後、再登校できます。(翌日以降になることもあります。)
- ※直せない場合や紛失した場合などは、すぐに基準に合ったものを購入するよう、お願いいたします。
- ※夏季略装期間中は、略装での全校集会参加を認めます。
- 1 再登校してきた後、教室に入る前に担任及び学年指導部で点検します。

ウ) 膝掛け・アウター

- 授業中、膝掛けを使用してもよいが、羽織ったり、机上に置いたりしてはいけない。
- 授業中のアウターについては、校内が寒く感じる場合、校内での防寒着として着用を認める。また、その時、男子は白Yシャツかポロシャツ、女子はポロシャツの上に、直接アウターを着ることを認める。



- その場で直せるものは、すぐに直してください。
- 1 その場で注意し、今後しないよう指導します。上靴を忘れた場合には異装届を出し、スリッパを貸出します。
- ※直せない場合や紛失した場合などは、すぐに基準に合ったものを購入してください。
- ※アウターとは、ジャージ(学校指定・部活動・私物)・コート・ジャンパー・パーカー・トレーナー・カーディガン等の制服以外の上着(防寒着)のことを指します。
- ※Tシャツ姿で生活することはできません。
- 学生服・セーラー服の中にTシャツを着ることはよいです。

エ) 部活動中の服装

- 部活動中の服装・装飾品については、顧問の指導に従う。
- 部活動終了時は、ジャージのまま下校することもできる。



- 活動中の服装については、関係教師(部活動顧問など)が許可・指導をおこないます。部活動の道具は所定の場所に置き、放課後、教室に置きっ放しにしないでください。もし、置いていた場合は没収します。

オ) ジャージの着方

- 学校指定のジャージ・ハーフパンツを着用する。



- 1 その場で注意するので、服は脱ぐか直すかしてください。
 - 2 複数回注意を受けている生徒は、保護者と連絡をとり、家庭で指導してもらいます。
 - 3 それでも続く場合は、帰宅させ、就学意思を保護者同席のもと生徒指導部で確認させてもらい、確認が取れた場合、通常の登校を認めます。
- ※基本的にジャージの裾を折ってはかないでください。特に職員室入室時は気をつけましょう。
- 着替えは更衣室で行ってください。男子は格技場。女子は体育館更衣室です。それ以外の場所での更衣は認めません。

(3) はきもの

【クツ】

- サンダル・クロックス、下駄箱に入らないクツでの登校は禁止する。(長靴は除く)
- 上靴は学校の指定したものをはき、忘れた場合は異装届を提出して学校のスリッパをはく。
- 体育の授業で指定外の靴をはくことは認めるが、授業が終わり次第すぐにはき替える。
- 靴箱に貴重品を入れる場合には必ず施錠しておく。
- 靴には落書きをしない。



○ 玄関で自分の下駄箱に入れていないクツは、預かります。担任及び学年指導部で指導した後に返却します。

1 きまりに合わないものをはいてきた場合は、本人に直接注意します。きまりに即したものをはいてくることを約束し、翌日の登校時に点検します。

2 翌日も直していない場合は、保護者と連絡をとり、帰宅させます。家ではき直した後、再登校できます。

○ 靴への落書きは落としてもらいます。落とせない場合は、購入してください。

○ 靴箱は3年間同じ物を使用します。扉は丁寧に扱きましょう。万が一、破損させた場合には弁償してもらいます。

○ 靴箱には、ダイヤル式の南京錠をつけても構いません。南京錠は各自で購入して頂きます。長さ6cm幅4cm以内の南京錠を用意してください。

(4) その他(装飾品等)

- 化粧、マニキュアはしない。
- ピアス、指輪、ネックレス、カラーコンタクト等、装飾目的となるものについては身につけない。特に耳に穴をあけない。
- 香水はつけてこない。



1 その場で通常に戻すことができれば、その場ですぐに預かり、授業を受けさせます。(装飾品は発見したい担任が預かり、保護者と連絡をとり、放課後に返却します。ただし、2回目以降は卒業まで預かります。)透明ピアスも装飾品とみなし没収し、衛生上のことがありますので、学校で廃棄処分します。まゆげを加工した場合、生えるまで手を加えないことを条件に、眉書きは認めます。

2 化粧など戻さない、戻せない場合や複数回繰り返した場合、保護者と連絡をとり、帰宅させます。家庭で直した後、再登校できます。

※ 熱中症対策

環境省熱中症予防情報サイトの熱中症警戒アラートで、前日の12時時点で8:45~15:55の授業時間帯に厳重警戒時間がある場合、熱中症対策服装を認め、前日の昼SHR及びclassroom全校生徒で知らせる。

登下校時は、正装または通常の夏季略装だが、授業時間帯に限り、熱中症対策としてジャージ・Tシャツ(おへそが見えるような短い・小さいものは禁止)・ハーフパンツ(指定の物以外でも可)での授業を認める。登校後、男子は格技場、女子は体育館更衣室で着替える。下校時には、普段どおりに着替え直してから下校する。※当日になり、厳重警戒の時間が無くなっても、逆に前日の12時に厳重警戒の時間が無くても、当日になって厳重警戒の時間が発生した場合も認める。

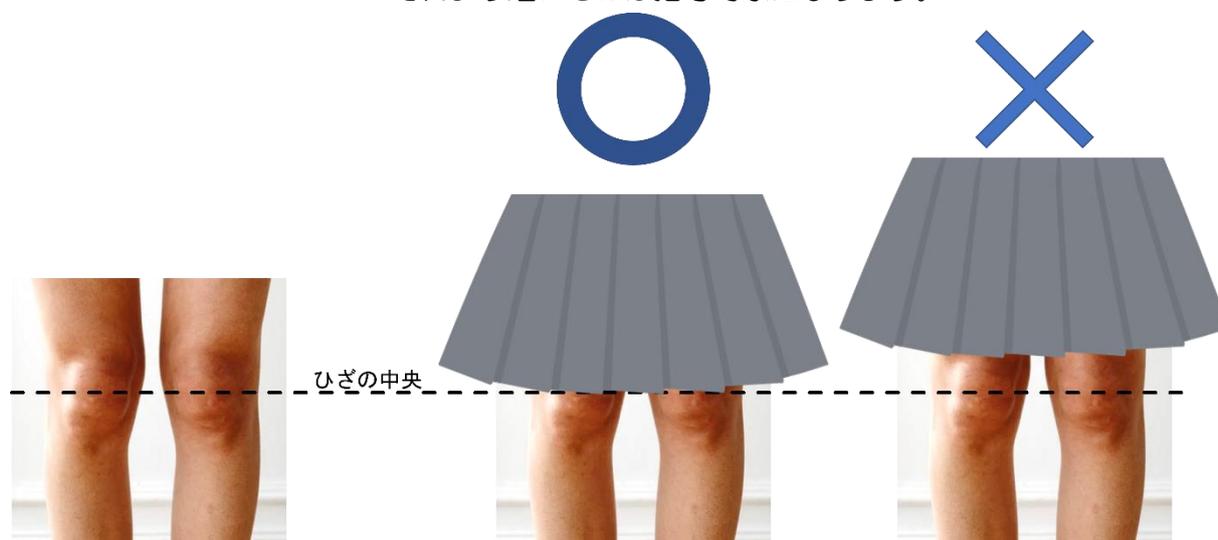
『ハンディ扇風機の使用について』

夏季略装期間に限り授業中の使用を認める。ただし、周囲への音の関係で羽根の直径は15cm以内とする。また、充電は認めず、持込は自己責任とするので、きちんと自己管理をする。

補足 1

※スカートについては、次の画像を参考にしてください。

「膝頭にかかる」 → 「膝の中央(下図の点線部分)にかかる」
それより短いものは指導対象になります。



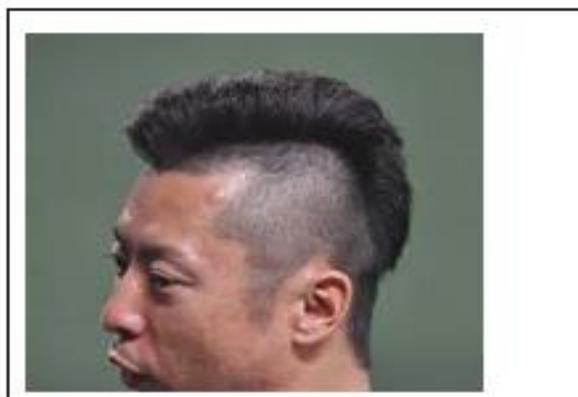
補足2

※指導対象になるモヒカン系の髪型

【良い例】(左側画像3つ)



【悪い例】(右側画像3つ)
(おでこ以上に刈り上げてしまい、
モヒカン系になっている。)



※髪型に関して、指導対象になるか不安な場合は、
生徒指導部の先生に確認してから切ってください。

令和7年3月21日改訂